

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、中国残留邦人等の支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和7年12月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>1 事務の概要 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)に基づき、中国残留邦人等及び特定配偶者の生活の安定を目的として、支援給付若しくは配偶者支援金の支給事務を行う。 支援給付を申請する場合、県保健所地域福祉室(町村の経由も可能)に申請を行い、その給付の要否を決定し、申請者に通知する。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①支援給付若しくは配偶者支援金の支給の実施に関する事務(法第14条、第15条) ②支援給付若しくは配偶者支援金の支給の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第24条第1項、第9項) ③支援給付若しくは配偶者支援金の支給の職権による開始又は職権による変更に関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第25条第1項、第2項) ④支援給付若しくは配偶者支援金の支給の停止又は廃止に関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第26条) ⑤支援給付若しくは配偶者支援金の資料の提供等の求めに関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第29条第1項) ⑥支援給付若しくは配偶者支援金の費用の返還に関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第63条) ⑦徴収金の徴収に関する事務(法第14条第4項及び第15条第3項による生活保護法第77条第1項及び第78条第1項及び第2項、第78条の2第1項から第2項)</p>
③システムの名称	大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
中国残留邦人等支援給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、69の項、75の項、96の項、125の項、132の項、144の項、155の項、158の項、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部高齢者福祉課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2688)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人未満(任意実施) 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>・「事務取扱者等に対し、特定個人情報を含めた個人情報の適切な取り扱いのための研修を徹底すること」、「特定個人情報を取り扱う場合は、担当者と上司と複数で確認すること」などにより適切に対応することとしている。</p>	

9. 監査

[実施の有無] [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
--------------	--

判断の根拠	<p>・事務取扱者への研修、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修、・保護責任者への研修、・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)</p>
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の63の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条</p> <p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の13 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の10の3</p> <p>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第29項及び第5条28項</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第一の63の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条</p> <p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) 別表第三の7の12 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用) 別表第五の10の3</p> <p>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号) 第3条第29項及び第5条28項</p>	事後	「住民基本台帳法」一部改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の87の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第44条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,20の項,21の項,24の項,26の項,53の項,70の項,87の項,108の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3 ※番号法別表第二の21の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の87の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第44条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,20の項,21の項,24の項,26の項,53の項,70の項,87の項,108の項,116の項,119の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3 ※番号法別表第二の21の項にかかる主務省令は未制定</p>	事後	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」一部改正による変更
令和1年6月25日		—	新様式への変更		
令和5年5月30日	I-3 法令上の根拠	<p>○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) 第30条の11第1項第1号(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)別表第三の7の12 第30条の15第1項第1号(本人確認情報等の利用)別表第五の10の3</p> <p>○住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号)第3条第29項及び第5条28項</p>	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の照会】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の87の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第44条</p> <p>【特定個人情報の提供】</p> <p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,20の項,21の項,24の項,26の項,53の項,70の項,87の項,108の項,116の項,119の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3 ※番号法別表第二の21の項にかかる主務省令は未制定</p>	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の87の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第44条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 9の項,10の項,14の項,16の項,18の項,20の項,24の項,26の項,42の項,53の項,70の項,87の項,94の項,108の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2、第59条の3</p>	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和5年2月28日時点	事後	
令和7年12月16日	I－3 法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の63の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表95の項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月16日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の87の項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」といいう。) 第44条</p> <p>【情報提供】</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二の9の項,10の項,14の項,16の項,18の項,20の項,24の項,26の項,42の項,53の項,70の項,87の項,94の項,108の項,116の項,120の項</p> <p>○別表第二主務省令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2、第59条の3</p>	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項、14の項、18の項、20の項、28の項、37の項、40の項、42の項、69の項、75の項、96の項、125の項、132の項、144の項、155の項、158の項、161の項</p>	事後	
令和7年12月16日	IV-8 人手を介在させる作業		新様式への変更	事後	
令和7年12月16日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	